

平成26年7月18日
消 防 庁

消防法施行令の一部を改正する政令（案）等に対する意見募集

消防庁は、消防法施行令の一部を改正する政令（案）等の内容について、平成26年7月19日から平成26年8月17日までの間、意見を募集します。

1 改正内容

今回の消防法施行令の一部を改正する政令（案）等の主な改正事項は、以下のとおりです。

- (1) 消防法施行令の一部を改正する政令（案）において、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備（及び動力消防ポンプ設備）、消火器又は簡易消火器具及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置に関する基準の見直しを行うものです。
- (2) 消防法施行令の改正に関連して、消防法施行規則及び火災通報装置の基準の規定を見直すものです。

2 意見募集対象及び意見募集要領

- 意見募集対象
 - ・ 消防法施行令の一部を改正する政令（案）
 - ・ 消防法施行規則の一部を改正する省令（案）
 - ・ 火災通報装置の基準の一部を改正する件（案）
- 詳細については、別紙の意見募集要領を御覧ください。

3 意見募集の期限

平成26年8月17日（日）（必着）（郵送についても、募集期間内の必着とします。）

4 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該政令等を公布する予定です。



（事務連絡先）

消防庁予防課 吉村補佐、新納

TEL 03-5253-7523（直通）

FAX 03-5253-7533

意見募集要領

1 意見募集対象

- ・ 消防法施行令の一部を改正する政令（案）
- ・ 消防法施行規則の一部を改正する省令（案）
- ・ 火災通報装置の基準の一部を改正する件（案）

2 資料入手方法

意見募集対象となる政令案等については、電子政府の総合窓口（e-Gov）（「パブリックコメント」欄（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

3 意見の提出方法

意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

ただし、電子メールを利用して意見を御提出いただく場合には、メール本文に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を御記入ください。

御記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、御意見を正確に把握する必要があるため、電話等による御意見は御遠慮願います。

（1）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：n.nihiro@soumu.go.jp

消防庁予防課あて

※意見の内容はメール本文に記載して送付してください（コンピュータウィルス対策のため、添付ファイルによる意見の提出は御遠慮願います。）。

（2）郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2

消防庁予防課あて

別途、意見の内容を保存した磁気ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の磁気ディスクの条件等は、次のとおりです。

- 磁気ディスク：3.5インチ、2HD
- フォーマット形式：1.44MBのMS-DOSフォーマット
- ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフトWordファイル又は
ジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)

磁気ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。なお、送付いただいた磁気ディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

(3) FAXを利用する場合

FAX番号：03-5253-7533

消防庁予防課あて

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

4 意見提出期限

平成26年8月17日(日)(必着)(郵便についても、募集期間内の必着とします。)

5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov]パブリックコメント・意見募集案内(<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、消防庁予防課において配布します。

なお、意見を提出された方の氏名(法人等にあつてはその名称)やその他属性に関する情報を公表する場合があります(匿名希望、及び御意見も含めた全体について非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。)。また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

様式

意見書

平成 年 月 日

総務省消防庁予防課 へ

郵便番号：〒

(ふりがな)

住所：

(ふりがな)

氏名：

電話番号：

電子メールアドレス：

消防法施行令の一部を改正する政令（案）等に関し、以下のとおり意見を提出いたします。

（以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。）

消防法施行令の一部を改正する政令（案）等について

平成 26 年 7 月
消 防 庁 予 防 課

【改正概要】

消防法施行令の一部を改正する政令（案）において、消防法施行令別表第一（六）項イに掲げる病院、診療所及び助産所におけるスプリンクラー設備、屋内消火栓設備（及び動力消防ポンプ設備）、消火器又は簡易消火器具及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置に関する基準の見直しを行うものである。

また、上記の改正に関連して、消防法施行規則及び火災通報装置の基準の規定を見直すものである。

【改正理由】

平成 25 年 10 月 11 日に発生した福岡市有床診療所火災を受けて、「有床診療所・病院火災対策検討部会」の開催、関係団体への聞き取り調査等、火災被害拡大防止対策及び火災予防行政の実効性向上等に関する検討を行ってきたところである。

今回の政令改正においては、上記検討部会における検討の結果等を踏まえ、避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院について、原則として、延べ面積にかかわらず、スプリンクラー設備の設置を義務付けるほか、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置対象となる施設の面積要件を見直す。併せて、屋内消火栓設備（及び動力消防ポンプ設備）、消火器又は簡易消火器具及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置に関する基準を見直すこととする。

また、上記の政令改正に関連し、消防法施行規則において、スプリンクラー設備の設置を要しない診療科名、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の面積要件に算入しない部分、消防機関へ通報する火災報知設備と自動火災報知設備の連動等を規定するほか、火災通報装置の基準において、火災通報装置を自動火災報知設備と連動させる場合の基準等について規定することとする。

1. 消防法施行令の一部を改正する政令（案）について

【内容】

（1）スプリンクラー設備の設置基準の見直し

現在病院にあっては延べ面積 3,000 m²以上、診療所及び助産所にあっては延べ面積 6,000 m²以上のものに設置が義務付けられているスプリンクラー設備について、避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院^{*}においては、原則として、延べ面積にかかわらず、設置することを義務付ける（延焼を抑制する施設構造を有するものは例外として設置不要。）。

また、避難のために患者の介助が必要な有床診療所に該当しない有床診療所及び有床助産所においては、延べ面積 3,000 m²以上（平屋建てを除く。）のものに設置を義務付ける。

※「避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院」には、下記に該当する有床診療所・病院が該当する。

①有床診療所

次のいずれにも該当する有床診療所

(ア) 皮膚科、産科、歯科等の総務省令で定める 13 の診療科名（以下「特定診療科名」という。）以外の診療科名を有するもの

(イ) 4床以上の病床を有するもの

②病院

次のいずれにも該当する病院のうち、相当程度の患者の見守り体制（勤務させる従業者の数が、総務省令で定める員数を常時下回らない体制）を有するもの以外のもの

(ア) 特定診療科名以外の診療科名を有するもの

(イ) 一般病床又は療養病床を有する病院

(2) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置基準の見直し

特定施設水道連結型スプリンクラー設備[※]の設置対象に、新たにスプリンクラー設備の設置対象となる避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院を加えるとともに、その面積要件について延べ面積 1,000 m²未満の防火対象物に限られているところを、延べ面積から総務省令で定める部分の面積を除いた面積（以下「基準面積」という。）が 1,000 m²未満である防火対象物について設置できることとする。

※ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備とは、スプリンクラー設備の一種で、その配管が水道の用に供する水管に連結されたものをいう。

(3) 屋内消火栓設備（及び動力消防ポンプ設備）の設置基準の見直し

(1) のスプリンクラー設備の設置基準の見直しに伴い、避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院のうち、通常のスプリンクラー設備（特定施設水道連結型スプリンクラー設備以外のスプリンクラー設備）を設置しなければならない基準面積 1,000 m²以上のものに屋内消火栓設備の設置を義務付ける。ただし、スプリンクラー設備（補助散水栓を含む。）の有効警戒範囲内は設置しないことができる。

（屋内消火栓設備の設置基準を準用する動力消防ポンプ設備についても同様。）

(4) 消火器又は簡易消火用具の設置基準の見直し

病院、有床診療所及び有床助産所において、現在延べ面積 150 m²以上のものに設置が義務付けられている消火器又は簡易消火用具について、延べ面積にかかわらず設置することを義務付ける。

(5) 消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準の見直し

病院、有床診療所及び有床助産所において、現在延べ面積 500 m²以上のものに設置が義務付けられている消防機関へ通報する火災報知設備について、延べ面積にかかわらず設置することを義務付ける。

(6) その他

所要の規定の整備を行う。

【施行期日】

平成28年4月1日

【経過措置】

(1) スプリンクラー設備、屋内消火栓設備（及び動力消防ポンプ設備）について

＜【内容】（1）、（3）関係＞

スプリンクラー設備、屋内消火栓設備及び動力消防ポンプ設備の設置義務の範囲の拡大については、既存の防火対象物（施行の際に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中のものを含む。（2）において同じ。）における未設置等基準未適合の設備の技術上の基準は、平成37年6月30日までの間、なお従前の例による。

(2) 消防機関へ通報する火災報知設備について＜【内容】（5）関係＞

消防機関へ通報する火災報知設備の設置義務の範囲の拡大については、既存の防火対象物における設備の技術上の基準は、平成31年3月31日までの間、なお従前の例による。

2. 消防法施行規則の一部を改正する省令（案）について

【内容】

(1) スプリンクラー設備を設置することを要しない構造について

スプリンクラー設備を設置することを要しない延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造について、新たにスプリンクラー設備の設置対象となる避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院についても適用することとし、現在延べ面積1,000㎡未満の防火対象物に適用している基準を、基準面積1,000㎡未満の防火対象物に適用することとする。

(2) 特定診療科名について

スプリンクラー設備を設置することを要しない特定診療科名は、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、産婦人科、産科、婦人科及び歯科とする。

(3) 相当程度の患者の見守り体制に係る従業者の員数

スプリンクラー設備を設置することを要しない病院の要件である従業者の員数は、勤務させる従業者の総数が病床数13床ごとに1名以上とし、そのうち宿直を除く従業者（就寝を伴わず勤務する従業者）の数が病床数60床ごとに2名以上とする。

(4) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の面積要件に算入しない部分について
特定施設水道連結型スプリンクラー設備の面積要件に算入しない部分は、以下の要件(①、②)のいずれにも該当する部分とする。

①以下のいずれかに該当する部分であること

(ア)手術室、分娩室、内視鏡検査室、人工血液透析室、麻酔室、重症患者集中治療看護室その他これらに類する室

(イ)レントゲン室等放射線源を使用し、貯蔵し、又は廃棄する室

②以下のいずれかの措置が講じられた部分であること

(ア)準耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸(随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。)を設けたもの

(イ)不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあっては、屋根)で区画され、かつ、窓及び出入口に不燃材料で造った戸(随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。)を設けたもののうち、当該部分の壁(外壁を除く。)の外周部分を有効に警戒するようスプリンクラーヘッドを設けたもの

(5) 消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準について

避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院に設置される消防機関へ通報する火災報知設備については、自動火災報知設備との連動を義務付けるほか、避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院が消防機関からの距離が500メートル以内の場所にある場合においても消防機関へ通報する火災報知設備を設置しなければならないこととする。

また、現在延べ面積500㎡未満の社会福祉施設についてのみ、消防機関へ通報する火災報知設備の電源を蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとることを要しないこととしているが、延べ面積500㎡未満の病院、有床診療所及び有床助産所についても同様に要しないこととする。

(6) その他

所要の規定の整備を行うほか、必要な経過措置を定める。

【施行期日】平成28年4月1日

3. 火災通報装置の基準の一部を改正する件(案)について

【内容】

(1) 自動火災報知設備と連動させる場合の基準について

火災通報装置を自動火災報知設備と連動させる場合の構造、性能等の基準として、通報中において手動起動装置が操作された場合に、手動起動装置の操作による蓄積音

声情報を送出できること等を定める。

(2) 特定火災通報装置の設置基準について

現在延べ面積500㎡未満の社会福祉施設にしか設置できないこととなっている特定火災通報装置（ハンズフリー通話機能を有する火災通報装置）について、延べ面積500㎡未満の病院、有床診療所及び有床助産所にも設置することができることとする。

【施行期日】

(1) については、平成27年4月1日

(2) については、平成28年4月1日